総 務 企 業 委 員 会 会 議 録

１．日　　時　　平成２２年３月２４日（水曜日）
　　午前１０時２７分～午前１０時３５分

２．場　　所　　委 員 会 室

３．出席委員　　荒 山 光 広 委 員 長　　髙 木 法 生 副委員長
　　竹 岡 昌 治 委　員　　安 冨 法 明 委　員
　　南 口 彰 夫 委　員　　田 邉 諄 祐 委　員
　　山 中 佳 子 委　員　　三 好 睦 子 委　員
　　岡 山　 隆 委　員　　秋 山 哲 朗 議　長

４．欠席委員　　な し

５．出席した事務局職員
　　重 村 暢 之 局　長　　岩 﨑 敏 行 係　長

６．説明のため出席した者の職氏名
　　村 田 弘 司 市　長　　林　 繁 美 副 市 長
　　波佐間　 敏 総 務 部 長　　田 辺　 剛 総務部次長
　　杉 本 伊佐雄 秋 芳 総 合 支 所 長　　福 田 和 司 総務部次長
　　倉 重 郁 二 総務部財政課長　　桑 原 章 光 秋芳総合支所総務課長

午前１０時２７分開会

○**委員長（荒山光広君）**　おはようございます。只今より総務企業委員会を開会いたします。先程の本会議におきまして本委員会に付託されました議案２件につきまして審査いたしますのでご協力をよろしくお願いいたします。それではこれより審査を始めます。まず議案第３８号美祢市多目的集会施設の設置及びに管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。はい、杉本秋芳総合支所長。

○**秋芳総合支所長（杉本伊佐雄君）**　それでは、議案書３８－１ページをお開き願います。議案第３８号美祢市多目的集会施設の設置及びに管理に関する条例の廃止についてご説明いたします。この施設につきましては、昨年６月議会におきまして、条例の一部改正を行い、地元の江原多目的集会所管理組合が指定管理をしておりましたものを期間満了に伴い、平成２１年９月１日より７ヶ月間、市において直接管理してまいりました。当施設は、昭和６１年に農林振興、生活改善を図る地域住民の交流施設として建設され、国の補助事業により設置した施設でございます。財産処分に係る国の基準を満たすこととなる２４年が平成２２年３月であり、この度３月９日付けをもちまして、適正化法、財産処分の承認を得たところでございます。利用の実態が地元に限られておりますことから、地元に対し、譲渡に関する意向調査を行った結果、同意が得られましたので、地元へ無償譲渡を行うことを前提に美祢市多目的集会施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。以上でございます。

○**委員長（荒山光広君）**　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、南口委員。

○**委員（南口彰夫君）**　先日、建物の設立経過はよくわかったんですが、建物の下には必ず用地があるはずなんですけど、用地の取得並びに現状はどうなっているのか。それから地元に譲渡した場合、今後維持管理、保守管理を含めて地元に全ての責任がかかってくるのに、その負担は、将来的に大丈夫なのでしょうかと。この２点の質問だけ。

○**委員長（荒山光広君）**　はい、杉本支所長。

○**秋芳総合支所長（杉本伊佐雄君）**　南口議員のご質問にお答えします。用地につきましては、地元の用地でございます。それから維持管理につきましては、無償

譲渡いたしましたら、これまで保険等、市のほうで払っておりましたが、今度は地元管理ということで地元のほうでお支払いをし、維持管理をしていただくこととなっております。以上でございます。

○**委員長（荒山光広君）**　はい、南口委員。

○**委員（南口彰夫君）**　あの合併してからよくわからんのですが、例えば建物を新設するときには、何割かの、総務部長じゃったかね。何割かの市の負担があるとか。集会所等については。その修繕費等については、現状はどねえなっちょうですかいね。わかります。集会所等の補助金条例がどうなっちょるかということと当然今度は、地元に集会所ということになれば、今度はそれが適応されるように条例上は片一方は廃止されちょるから、新しい元々のこっち側のその条例が適応されるということになるんでしょうか。

○**委員長（荒山光広君）**　はい、杉本支所長。

○**秋芳総合支所長（杉本伊佐雄君）**　南口議員のご質問でございますが、今後はその修繕等におきましては、そちらの修繕等の補助金のほうの条例が適応されるということになります。はい。以上でございます。

○**委員長（荒山光広君）**　よろしいですか。（発言する者あり）その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（荒山光広君）**　はい。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（荒山光広君）**　よろしいですか。それではこれより議案第３８号美祢市多目的集会施設の設置及びに管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（荒山光広君）**　全員異議なしと認めます。よって議案第３８号は原案のとおり可決されました。次に議案第３９号財産の無償譲渡についてを議題といたします。執行部から説明を求めます。はい、倉重財政課長。

○**総務部財政課長（倉重郁二君）**　それでは、議案第３９号財産の無償譲渡についてご説明いたします。議案書の３９－１ページをお開き願いたいと思います。この財産の無償譲渡につきましては、議案第３８号で提案がありました江原多目的

集会所につきまして、地域に密着した施設として有効利用していただくということで地元の江原多目的集会所管理組合に無償譲渡するものであります。この財産無償譲渡につきましては、地方自治法第２３７条第２項の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。なお、無償譲渡いたします財産は、江原多目的集会所、木造瓦葺き平屋建て、１棟、１０７．４平米でございます。以上でございます。

○**委員長（荒山光広君）**　はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（荒山光広君）**　はい。それでは、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（荒山光広君）**　はい、それではこれより議案第３９号財産の無償譲渡ついてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（荒山光広君）**　全員異議なしと認めます。よって議案第３９号は原案のとおり可決されました。以上持ちまして本日の本会議で本委員会に付託されました議案２件につきましての審査を終了いたします。これにて本委員会を閉会いたします。どうも、ご審査ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。

午前１０時３５分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２２年3月２４日

総務企業委員長　荒山光広